

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第4号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第12 医療職給料表(二) 級別資格基準表 (第4条関係)							別表第12 医療職給料表(二) 級別資格基準表 (第4条関係)								
職種	学歴免許等	職務の級					備考	職種	学歴免許等	職務の級					備考
		1級	2級	3級	4級	5級				1級	2級	3級	4級	5級	
薬剤師	大学6			<u>2</u>	<u>3</u>	別に定める	薬剤師	大学卒						別に定める	
	卒		<u>0</u>	<u>2</u>	<u>5</u>										
	大学卒		0	5	8					0	5	8			
獣医師	大学6			<u>2</u>	<u>3</u>	別に定める	獣医師	大学卒						別に定める	
	卒		<u>0</u>	<u>2</u>	<u>5</u>										
	大学卒		0	5	8					0	5	8			
略							略								
備考 略							備考 略								
別表第15 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)							別表第15 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)								
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格					学歴免許等の区分		学歴免許等の資格						
基準学歴区分	学歴区分						基準学歴区分	学歴区分							
1 大学卒	略						1 大学卒	略							
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年						(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令						

		<p>文部科学省令第16号) 第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、その変更がないものとした場合における標準修業年限) が2年以上のものに限る。) の修了</p> <p>イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>
(4) 大学6卒	ア	<p>学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業</p> <p>イ 略</p>
略		
略		

		<p>第16号) 第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、その変更がないものとした場合における標準修業年限) が2年以上のものに限る。) の修了</p>
(4) 大学6卒	ア	<p>学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業</p> <p>イ 略</p>
略		
略		

別表第18 行政職給料表初任給基準表(第11条関係)

略

備考

- 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。
- 学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第19 公安職給料表初任給基準表(第11条関係)

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	略	略

別表第18 行政職給料表初任給基準表(第11条関係)

略

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

別表第19 公安職給料表初任給基準表(第11条関係)

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度	1級25号給

高校卒業程度

1級7号給

備考 略

別表第20 研究職給料表初任給基準表 (第11条関係)

略

備考

- 1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、研究職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。
- 2 学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第22 医療職給料表(二)初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	2 級 1 9 号 給
	大 学 卒	略
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級 1 9 号 給
	略	
略		

備考

- 1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に定めるところによる。
- 2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第25 行政職給料表昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略								

高校卒業程度

1級5号給

備考 略

別表第20 研究職給料表初任給基準表 (第11条関係)

略

備考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、研究職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

別表第22 医療職給料表(二)初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	略	
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級 1 7 号 給
	略	
略		

備考

この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に定めるところによる。

別表第25 行政職給料表昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略								

113	略	<u>57</u>	略
略			
117	略	<u>58</u>	略
118		<u>58</u>	
略			
121	略	<u>59</u>	略
122		<u>59</u>	
123		<u>59</u>	
略			
125	略	<u>60</u>	略

備考 略

113	略	<u>58</u>	略
略			
117	略	<u>59</u>	略
118		<u>59</u>	
略			
121	略	<u>60</u>	略
122		<u>60</u>	
123		<u>60</u>	
略			
125	略	<u>61</u>	略

備考 略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。